皇室事項

御祝電

天皇陛下は、新年に際し、ロシア国大統領閣下と御祝電を交換された。

天皇陛下は、新年に際し、次の各国元首く御祝電を発せられた。

コートジボワール国大統領閣下
マリ国大統領閣下
モーリタニア国大統領閣下

御祝電及び御答電

新年に際し、次の各国元首から天皇陛下く御祝電を寄せられ、これに対しそれぞれ御答電を発せられた。

エジプト国大統領閣下
カザフスタン国大統領閣下
モロッコ国国王陛下
クウェート国首長殿下
カメルーン国大統領閣下
モルディブ国大統領閣下

官庁報告

産　業

日本工業規格

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成22年２月４日に下記の日本工業規格を確認したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成22年２月４日

国土交通大臣　前原　誠司

記

確認された日本工業規格

建築のベーシックモデュール	A0001
建築モデュール用語	A0002
建築公差	A0003
建築のモデュラーコーディネーションの原則	A0004
建築材料及び建築構成部分の摩擦試験方法（落砂法）	A1452
建築材料及び建築構成部分の摩擦試験方法（研摩紙法）	A1453
砂置換法による土の密度試験方法	A1214
道路の平板載荷試験方法	A1215
標準貫入試験方法	A1219
オランダ式二重管コーン貫入試験方法	A1220
スウェーデン式サウンディング試験方法	A1221
現場ＣＢＲ試験方法	A1222
建築製図通則	A0150
ポリマーセメントモルタルの試験方法	A1171
屋内換気量測定方法（炭酸ガス法）	A1406
床の滑り試験方法（振子形）	A1407
排煙設備の検査基準	A4303

（内容省略）

備考　内容は、日本工業標準調査会ホームページ（http://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、経済産業省産業技術環境局基準認証政策課、各経済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部並びに国土交通省住宅局住宅生産課においても閲覧に供する。

公　告

諸　事　項

工場財団

東京都千代田区丸の内一丁目２番１号**関東電化工業株式会社**の工場財団に岡山県倉敷市松江四丁目1055番地の３関東電化工業株式会社水島工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成22年２月４日

岡山地方法務局倉敷支局

有権者申出方

元当局所属公証人石部紀男の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出てください。

平成22年２月４日　　さいたま地方法務局

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第２号の規定に基づき、平成22年１月28日から３か月の司法書士業務の停止の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成22年２月４日

東京法務局長　山舗弥一郎

記

氏名　大場　俊一
所属する司法書士会　東京司法書士会
登録番号　東京第4972号
事務所の所在地　東京都大田区久が原６丁目12番11号
違反行為　会則違反等

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年２月４日

東北地方整備局長　青山　俊行

1　処分をした年月日　平成22年１月18日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社東北機械製作所　工藤　良廣　秋田県秋田市茨島１－２－３　国土交通大臣（特－16）第3940号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、管工事業、鋼構造物工事業、機械器具設置工事業、水道施設工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成21年11月16日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項第２号及び第５号の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年２月４日

関東地方整備局長　菊川　　滋

1　処分をした年月日　平成22年１月18日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　有限会社暁征　代表取締役　中村　平喜　茨城県古河市駒羽根1474　国土交通大臣許可（般―20）第22883号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項第２号及び第５号に基づく許可の取消し（土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゆんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　有限会社暁征及び同社代表取締役は、一般建設業の許可の申請（平成20年９月29日申請）にあたり、内容虚偽の経営業務の管理責任者証明書を提出して、一般建設業の許可を受け、もって虚偽の事実に基づいて建設業の許可を受けた。これが建設業法第47条第１項第３号（同社代表取締役に適用）及び第53条第１号（同社に適用）に該当するとして、平成21年12月２日に下妻簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定している。このことが、建設業法第29条第１項第２号及び第５号に該当すると認められる。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２１年（家）第２１５１号

東京都中野区本町２丁目46番１号
申立人　株式会社整理回収機構
本籍栃木県鹿沼市下永野1048番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所栃木県上都賀郡粟野町、死亡年月日平成17年12月31日、出生の場所栃木県上都賀郡粟野町、出生年月日昭和25年３月17日、職業不詳
被相続人　亡　金山　　修
栃木県宇都宮市住吉町19番12号　宇都宮司法書士事務所
相続財産管理人　伊東　一秀

宇都宮家庭裁判所